

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第10回）

議事録

日時：平成29年5月11日（木曜日）15：00～16：00

場所：経済産業省別館1階108会議室

議題

- ・ 整合規格案の確認について

議事内容

○遠藤課長補佐　　では、定刻になりましたので、ただいまより産業構造審議会製品安全小委員会の第10回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方にあられましては、毎回のことでございますけれども、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては三木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○三木座長　　皆さん、よろしくお願いたします。

まず、委員の出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　本日、熊田委員及び持丸委員より、事前に欠席の旨、ご連絡いただいております。本日は10名の委員にご出席いただいております。

○三木座長　　いつものように、定足数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

それでは、配付資料の確認を事務局、お願いたします。

○事務局（三宅）　　お手元のiPad資料をごらんください。まず議事次第、資料1としましてワーキングの委員名簿、次に資料2、改正の概要についてです。次に資料2別添1、整合規格（案）一覧、今回お諮りするJIS規格一覧です。2ページまであります。資料2別添2、これら規格の概要でございます。続きまして資料3、改正通達案でございます。資料4—1から4—20は整合確認書でございまして、それぞれの規格が技術基準省令と整合しているかどうか確認いたしました整合確認書でございます。

皆様、お手元の資料等に過不足、問題等ございませんでしょうか。

以上です。

○三木座長　　ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

前回2月に開催いたしました第9回ワーキングでは、電線管システムなど6規格のJ I S等についてご確認いただき、4月3日付けで整合規格として採用されたところでは。

本日は、ルームヒーターなど家電製品などの20規格のJ I Sについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤）　　今回お諮りする規格の概要についてですが、前倒しで、前回ワーキングでご説明したところですが、一部予定変更がございまして、投光器を除く照明器具関係6規格が外れまして、新たに2つの規格が追加されました。後ほど追加された規格の概要をご説明いたします。

まず初めに、資料番号の2番をご確認ください。

1の概要ですが、今までどおり、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行っていきます。

2の改正内容ですが、改正する規格数は、採用済みのJ I Sを、より新しい版のI E C規格に準拠したJ I Sに置きかえる規格が16規格、採用済みのI E Cに整合した暫定規格を、新たに制定されたJ I Sに置きかえる規格が4規格となっています。

3の今後のスケジュールですが、会議終了後、速やかに、5月下旬から30日間、パブリックコメントを行いまして、7月以降に改正及び施行を行う予定です。

ただし書き以降は、今までどおり、施行から3年間は、なお置きかえる前のJ I S規格又は別紙によることができるものとし、猶予期間を設けたいと考えております。

資料が変わりまして、資料2の別添1をご確認ください。こちらは、本日ご審議いただく20規格の一覧となっております。

なお、新たに追加された規格は、3番と、次のページの20番の規格となっております。

資料が変わりまして、資料2の別添2をご確認ください。新たに追加された2規格の概要をご説明いたします。

3番目の規格、J60335-2-24です。採用するJ I Sですが、JIS C 9335-2-24、家庭用及

びこれに類する電気機器の安全性—第2-24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項となっております。

この規格の適用範囲ですが、家庭用及びこれに類する用途に用いる冷却用機器、電動圧縮機をもつ製氷機等並びにキャンプ等のための冷却用機器及び製氷機の安全について適用されます。

この規格の対象となる電気用品名ですが、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース、アイスクリームフリーザー、電気製氷機が該当しております。

主な改正内容ですが、対応国際規格でありますIEC 60335-2-24が第6版から第7版への改正及びAmd. 1が追加発行されたことに伴い、超臨界冷凍システムを用いた機器に対応するため定義及び構造要求などの追加や、使用中に屈曲を受ける内部配線に対して屈曲試験を追加及び、接触可能なガラスパネルに対しまして強度試験を追加するなどの改正を行っております。

ページをめくりまして、7ページに飛びまして、20番目の規格、J61347-2-13です。採用するJ I Sは、JIS C 8147-2-13です。ランプ制御装置—2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項となります。

この規格の適用範囲ですが、1000V以下の直流又は交流電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用するLEDモジュール用制御装置の個別要求事項について規定されています。

この規格の対象となります電気用品は、直流電源装置となっております。

主な改正内容ですが、対応国際規格でありますIEC 61347-2-13が第1版から第2版へと改正されたことに伴いまして、用語の定義及び表示の変更や、個別に規定されていた附属書IのSELV制御装置の個別追加要求事項が通則から引用するように変更するなどの改正が行われております。

資料変わりました、資料3をご確認ください。本日ご審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり（案）となっております。

黄緑色の網かけ部分ですが、今回のご審議によって新たに加わる予定の規格となっております。灰色の網かけ部分ですが、スケジュールどおりに7月以降に改正及び施行が行われた場合、猶予期間であります平成29年6月30日を過ぎているため、削除する規格となっております。

以上となります。

○三木座長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○川上委員 1 ページ目の3番のJ60335-2-24の採用するJ I Sのところなのですが、これも、これ、2-8となっていますが、2-24の間違いでしょうか。

○事務局（長澤） 失礼しました。紙で配付しました資料及び事前にメール等でお渡ししております電子媒体の方ですと、誤って「8」となっておりますが、お手元にありますi P a dのほうでは修正しております。大変失礼いたしました。

○三木座長 よろしいでしょうか。

○川上委員 はい。

○三木座長 他にございますか。はい。

○青柳委員 前回、概要説明のときに、もしかしてご説明いただいたのかもしれないのですが、もしそうだったら再度お願いします。

今回新たに加わったものではなくて、2番のJ60335-2-8で、電気用品名としては電気かみそり、電気バリカンというもので、主な改正内容で、「動物用シェアラ及び動物用バリカンのために温度上昇値を別途追加や」云々と書いてありますが、この動物用シェアラというのはどういうものなのか疑問に思いまして、ネットなどで調べたのですが、みつからなかったもので、もしかしてすごく特殊なものなのか、動物用シェアラというぐらいだから、人用のシェアラというのものもあるのかなとか、あるいは電気用品名が電気かみそり、電気バリカンなので、動物用かみそりのことなのか、もし、かみそりだったら、かみそりではだめなのかなど、そのあたりを教えていただきたいと思いました。

○事務局（三宅） J I Sの用語の部分ですが、動物用シェアラは、羊などの動物の毛を刈るための業務用機器と定義づけられております。

○青柳委員 バリカンではないのですね。

○三浦委員 羊は毛が深いから、映像などでみると、普通のバリカンとはちょっと構造が違うものようですね。

○青柳委員 でも、映像などだと、電気かみそりみたいな感じにみえますよね。羊をがっつと刈るものですが、バリカンとどう違うのでしょうか。

○三浦委員 業務用なのですね。だから、素人が家庭用で使うものではないと思いますが。庭に羊を飼っている人はそんなにいないと思うので、業務用で専門家が使うような、そんな感じですか。

○青柳委員　　バリカンと明確に分けなければいけない理由というのがきつとあるのですかね。すみません、枝葉のところ申しわけないですけども、よくわからなくて。

○遠藤課長補佐　　詳細については即答しかねるので、これは宿題にさせていただければ助かります。

○青柳委員　　はい。

○三木座長　　他にございますか。どうぞ。

○三浦委員　　すみません、質問です。私の知識不足で恐縮なのですが、3番の冷凍機器ですけども、主な改正内容のところの2行目に、「超臨界冷凍システムを用いた機器に対応するため」とありますが、この「超臨界冷凍システム」とは何なのか。

○事務局（長澤）　　システムがそういう名前になってはいるのですが、製品ですと、CO₂冷媒を使用したノンフロン冷凍システムが主に該当していると思われま。

○三浦委員　　要はノンフロンで環境にも良く省エネであるというタイプのものということですね。

○事務局（長澤）　　はい。

○三浦委員　　わかりました。ありがとうございます。

○三木座長　　他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというように進めていきます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　では、最初のJIS C 6065、オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全性要求事項について説明させていただきます。いつもどおり、会議の時間が限られております関係上、非該当とさせていただきました部分についてのみ説明させていただきますと思います。

お手元の資料4-1、28ページをごらんください。要求事項が、省令の第二十条第1項、表示、長期使用製品安全表示制度による表示ということでございますが、この品目につきましては、扇風機、クーラー、洗濯機、脱水機及びテレビの5品目に限られております。この製品につきましてはAV機器ということでございますので、この対象品目に該当しない部分は、非該当とさせていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。今の説明につきまして、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、4-2をよろしく申し上げます。

○遠藤課長補佐 一覧表の2番目の規格から8番目までの規格、JIS C 9335シリーズの7規格につきましては、一般要求事項といたしまして、同じ規格であるところのJIS C 9335-1を参照していることもあり、結果としまして整合確認書がほぼ同じ内容となっておりますので、まず代表として一覧表2番目のJIS C 9335-2-8：電気かみそり及び毛髪バリカンについて代表的に説明させていただきまして、途中でその他の規格についても言及させていただくという形で、まとめて説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず、お手元資料4-2の10ページ目をごらんください。第十四条、使用方法を考慮した安全設計ということで、電気製品は、通常想定される無監視状態での運転においても、危害を加えないことという要求事項でございます。

電気かみそりとかバリカンといったたぐいのものにつきましては、通常の使用法によりますと、本体を手でもって、ひげやそういった毛髪をそるという使い方をしますので、一般的に無監視状態で使用されることはないと判断されるため、この第十四条については非該当と扱わせていただきました。

同じ十四条につきましては、5番目の規格であるところの口こう（腔）衛生機器、資料番号でいいますと4-5でございます。こちらのほうにも同じ項目がございます、資料4-5の9ページ目をごらんください。こちらも十四条につきましては非該当とさせていただきます。これも電気かみそりと同様に、使う人が手で歯ブラシの根っこをもって使うというのが通常の使用法でございますので、一般的に無監視状態で使用されることはないと考えられるため、この項目については同じく非該当とさせていただきます。

十四条に関しましては以上でございます。

では、たびたび資料が飛んで恐縮ですが、もう一度、資料4-2に戻っていただきまして、11ページ目でございます。一番下のところの第十五条第3項、始動、再始動及び停止による危害の防止という要求事項でございます。不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、物件に損害を与えるおそれのないものとするという要求事項でございます。この項目につきまして、電気かみそりといったものについては、動く部分がありますけれども、急に停止したとしても人体に危害を及ぼす影響は通常はないものと判断されますところから、この項目につきまして非該当と扱わせていただいております。

同じ十五条の第3項につきまして、同様に非該当とさせていただきますものにつきまして次に言及させていただきますと、また戻りますけれども、資料4-5の2-52口こう(腔)衛生機器、いわゆる電動歯ブラシのたぐいがございますけれども、この資料の10ページ目でございます。同じく十五条第3項につきまして、電動歯ブラシのたぐいにつきまして、たとえ不意にとまったとしても人体に危害を与えるおそれは低いと判断されるところから、非該当と扱わせていただいております。

同じく十五条の第3項につきましては、次の6番目、資料4-6、水槽用、庭用電気機器でございますが、これの11ページ目をごらんください。同じく十五条第3項、これにつきましても、不意に停止したとしても人体に影響を与えるおそれが低いと判断されるところから、非該当と扱わせていただいております。

さらに、資料4-8、電気さく用電源装置でございます。14ページをごらんください。同じく電気さく用電源装置におきましても、停止したとしても電流がとまるだけでございますので、人体に危害を与えるおそれはないと判断されますので、この項目につきましても非該当と扱わせていただいております。

以上、十五条の第3項につきましては、資料4-2、資料4-5、資料4-6及び資料4-8の4規格につきまして、非該当が妥当ではないかと判断されました。

続きまして、また資料がもとに戻って恐縮なのですけれども、資料4-2にお戻りください。13ページでございます。先ほどのAV機器の規格に対しまして、二十条につきまして説明申し上げましたように、長期使用表示制度の対象品目は、扇風機、クーラー、洗濯機、脱水機及びテレビの5品目でございます。資料4-2から資料4-8までの製品につきましては、そのいずれにも該当しないということから、非該当と判断いたしました。

雑駁な説明でございますが、以上でございます。

○三木座長 　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見ございますでしょうか。多岐にわたっていましたが。

○遠藤課長補佐 　はい、すみません。

○三木座長 　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、一覧表のNo.9ですね。説明をお願いいたします。

○事務局(三宅) 　それでは、資料4-9をごらんください。JIS C 8324、蛍光灯ソケット及びスタータソケットについてです。

9ページをごらんください。第十二条、化学的危険源による危害又は損傷の防止についてですが、蛍光灯ソケットは、一般的に、人体に危害又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出等がないため、非該当が妥当と考えております。

次の10ページ目、十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止についてです。一般に蛍光灯ソケットは製品に電気を流さず、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生させないため、非該当が妥当と考えております。

同じ10ページ目の十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止についてですが、こちらも蛍光灯ソケット等は始動、停止等の機能はないため、非該当と判断いたしました。

次の11ページ目、第十七条、電磁的妨害に対する耐性についてですが、一般的にソケットは電磁的妨害による誤作動により、安全機能に障害が生じることはないと考えられるため、非該当と判断いたしました。

次の12ページ、十八条、雑音の強さについてですが、ソケットは雑音を発生する要因をもっていないため、非該当と考えております。

同じページの二十条ですが、ソケットは長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、非該当としております。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまのご説明、整合確認書につきまして、ご意見ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは次に、No.10の説明をお願いいたします。

○事務局（三宅） それでは、資料4—10をごらんください。JIS C 8105-2-5、照明器具—第2-5部：投光器に関する安全性要求事項についてです。電気用品名ですと、その他の放電灯器具やLED電灯器具が該当いたします。

同じく非該当部分の説明ですが、13ページをごらんください。第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止についてですが、投光器は一般的に不意な始動、停止等によって人体に危害を及ぼすおそれはありませんので、非該当と判断いたしました。

次に、16ページに移っていただいて、第二十条、投光器は長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、非該当と判断しました。

その他の部分については、全て技術基準省令を満たす規格となっておりますと思います。

以上です。

○三木座長 いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

なければ、次にNo.11の説明をお願いいたします。

○事務局（三宅） 次は、資料4-11をごらんください。JIS C 6950-1、情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項についてです。非該当部分は、39ページですが、第二十条の部分のみでございまして、情報技術機器は、電安法の規制対象の用品としては直流電源装置や複写機、事務用印刷機、タイプライター等でございますが、これらの製品は長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、非該当といたしました。

その他の部分については、全て技術基準省令を満たす規格となっていると思います。

以上です。

○三木座長 ご意見などございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、No.12の説明をお願いいたします。

○事務局（三宅） 続きまして、資料4-12をごらんください。JIS C 7620-1、一般照明用電球形蛍光ランプ—第1部：安全仕様についてです。

まず、9ページをごらんください。第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止についてですが、一般的に蛍光ランプは不意な始動、停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当と考えました。

次の10ページ目、第十六条、保護協調及び組合せについてです。こちらも、部品であるため、非該当が妥当と考えました。

同じページの第十七条、電磁的妨害に対する耐性についてですが、こちらも一般的に電磁的妨害による誤作動、誤動作により、安全機能に障害が生じるおそれはないため、非該当といたしました。

次のページ、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示についてですが、こちらも対象製品ではないため、非該当と判断いたしました。

以上です。

○三木座長 ただいまの説明に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは次に、No.13の説明をお願いいたします。

○事務局（三宅） 資料4-13をごらんください。JIS C 8109、ネオン変圧器についてです。

13ページをごらんください。第十五条第1項、始動による危害の防止についてですが、ネオン変圧器は一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与える

おそれがないため、非該当と判断いたしました。

次のページ、第十五条第3項、不意な停止による危害の防止についてです。これも、ネオン変圧器は一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と判断いたしました。

次の15ページ目、第十七条、電磁的妨害に対する耐性についてです。一般的にネオン変圧器は電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と判断いたしました。

次の16ページ目ですが、第二十条、ネオン変圧器は長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、非該当と判断いたしました。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。あるいはご意見。

ネオン変圧器というのは、皆さん、ご存じでしょうか。私も機器は教えているのですが、ネオン変圧器って初めて聞いたのですけれども、どういうものですかね。余り出てこないですよ。

○高橋委員 先生、パチンコなさらないですか。パチンコ屋の表にたくさん出ています。

○三木座長 あれがそうなのですか。

○三浦委員 ピカピカしているものですか。

○高橋委員 そうです。

○三木座長 資料2別添2の5ページにあるものですね。

○遠藤課長補佐 ネオン管用の高圧が発生されるトランスという理解でよろしかったですかね。

○三浦委員 パチンコの看板は、これでピカピカしているのですか。

○高橋委員 いや、これはネオン管を制御する電源なのです。

○遠藤課長補佐 これをピカピカするものにつなげて、スイッチを入れると、ピカピカするということですよ。

○高橋委員 そうです、ネオンのほうがです。

○三木座長 単相変圧器なのですね。

○青柳委員 灯光信号機というのは、町なかにある信号機とまた別物なのですか。

○三木座長 灯光だから、また別でしょうね。

○三浦委員 電気広告灯って電光掲示板みたいな、字がぱっと出るものですか。

○高橋委員 そうです。

○三木座長 ネオン管というものでしょうか。

○高橋委員 そうです。

○三木座長 妙な質問をいたしました。

それでは、次にまいりたいと思います。次はNo.14の説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 続きまして、No.14のJIS C 4526-1、機器用スイッチ—第1部：一般要求事項について説明させていただきます。お手元の資料4—14をごらんください。

16ページ目をご確認ください。第十二条、化学的危険源による危害又は損傷の防止の要求事項ですが、機器用スイッチは一般的に人体に危害又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当としました。

続きまして、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の要求事項ですが、機器用スイッチは、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないため、非該当としました。

17ページ目、第十五条各項ですが、機器用スイッチは一般的に不意な始動又は不意な停止、再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当としました。

ページめくりまして21ページ目の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の要求事項ですが、機器用スイッチは省令の対象の品目が含まれておりませんので、非該当としました。

以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまのご説明及び整合確認書につきましてご意見ございますでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、No.15をよろしく申し上げます。

○事務局（長澤） 続きまして、No.15のJIS C 4526-2-1、機器用スイッチ—第2-1部：コードスイッチの個別要求事項についてご説明させていただきます。お手元の資料4—15をごらんください。

ページをめくりまして、12ページ目、第十二条、化学的危険源による危害又は損傷の防止の要求事項ですが、コードスイッチは一般的に人体に危害又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当としました。

続きまして、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の要求事項ですが、コードスイッチは、一般的に人体に危害を及ぼすおそれがある電磁波が外部に発生しませんので、非該当としました。

ページをめくりまして、13ページ目、第十五条各項、始動、再始動及び停止による危害の防止の要求事項ですが、コードスイッチは一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当といたしました。

ページをめくりまして17ページ目、ページが飛びます。第二十条各項ですが、長期使用製品安全表示制度による表示は、コードスイッチについて省令の対象品目が含まれておりませんので、非該当としました。

以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、No.16の説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 続きまして、No.16のJIS C 7617-1、直管蛍光ランプ—第1部：安全仕様ですが、次のNo.17のJIS C 7618-1、片口金蛍光ランプ—第1部：安全仕様と類似しておりますので、まとめてご説明させていただきます。初めに、お手元の資料4—16をごらんください。

ページ、飛びまして、8ページ目をご確認ください。第十五条各項、始動、再始動及び停止による危害の防止の要求事項ですが、直管蛍光ランプは一般的に不意な始動又は再始動や停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので、非該当としました。

ページをめくりまして9ページ目、第十六条、保護協調及び組合せの要求事項ですが、直管蛍光ランプは部品であるため、非該当が妥当と判断しました。

続きまして、第十七条、電磁的妨害に対する耐性の要求事項ですが、直管蛍光ランプは一般的に電磁的妨害による誤作動により、安全機能に障害が生じることはない判断しますので、非該当としました。

ページをめくりまして10ページ目、第二十条各項、長期使用製品安全表示制度による表示の要求事項ですが、直管蛍光ランプは省令の対象品目が含まれておりませんので、非該当といたしました。

なお、次の資料のNo.17の片口金蛍光ランプの非該当は、この規格と非該当の箇条と理由

が同じであるため、説明を割愛させていただきたいと思います。

以上となります。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、ご意見ございますでしょうか。今、No.16と17を同時に説明していただきました。三浦委員、何かございますか。よろしいですか。

それでは、次に、No.18に移りたいと思います。説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 続きまして、No.18のJIS C 8147-1、ランプ制御装置—第1部：通則及び安全性要求事項ですが、次のNo.19とNo.20の個別規格がこの通則を引用しており関連深いので、これら3規格についてまとめてご説明させていただきます。まず、お手元の資料4—18をごらんください。

ページをめくりまして、21ページ目をごらんください。第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の要求事項ですが、ランプ制御装置は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当といたしました。

ページをめくりまして、22ページ目、第十五条各項ですが、ランプ制御装置は一般的に不意な始動や再始動又は停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがありませんので、非該当といたしました。

ページをめくりまして、24ページ目、第十七条、電磁的妨害に対する耐性の要求事項ですが、ランプ制御装置は一般的に電磁的妨害による誤作動により、安全機能に障害が生じることではないため、非該当といたしました。

ページをめくりまして、25ページ目、第二十条各項、長期使用製品安全表示制度による表示ですが、ランプ制御装置は省令の対象の品目を含みませんので、非該当といたしました。

No.19、No.20は、この規格と非該当の箇条と理由がほぼ同じでありますので、説明を省略したいと思いますが、1点だけ、違う箇条があります。その箇条だけご説明いたします。

資料4—19の13ページ目、第十五条第2項、再始動による危害の防止の要求事項ですが、こちらは、非該当ではなく該当となっております。

説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。今、18、19、20とご説明いただきました。よろしいでしょうか。

ご意見ありがとうございます。

それでは、今回提出のありました整合規格案につきましては、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

なお、ご質問がありましたJ60335-2-8、電気かみそりの動物用シェアラについては、宿題ということで、これは後でメールか何かで連絡をお願いします。

○遠藤課長補佐 はい、後ほどご連絡させていただきます。

○三木座長 よろしくお願いいたしたいと思います。

本日の宿題というか残るものはこの部分のみでした。ということで、本日の予定の議題については以上です。その他、何かございますでしょうか。どうぞ。

○三浦委員 整合規格案については整合しておりよいのですが、その結果について云々ではなくて、分かれば教えていただきたいのですが、資料4-15でコードのスイッチがありました。コードのスイッチというのは、資料2の別添2でいう、よく家庭でパチパチと切り替える、私たちがふだん使うスイッチですが、資料4-15の17ページの第十九条の右の規定タイトルの8.9で、「表示は、消えにくく、かつ、判読可能でなければならない。（第1部の規定による。）」とあり、この第1部の規定というのが分かりませんが、どういことですか。

なぜかという、よくこういうスイッチに表示がありますが、この「消えにくく」というのにちょっと引っかかったのです。使っていると表示が消えるのですよね。だから、消えにくくしなければいけないものの規定というのはどういうものなのかを教えてください。かかったわけです。「消えにくく」と書いてあっても、実は劣化などすると文字が消えたりします。だから、何か規定がちゃんとあって、消えにくいインクなど、何かそういうものを使って表示しなければならないとあるのかなと思ったのです。

実際には使っている間に見えなくなってしまう表示が結構あって、それは劣化といえれば劣化なのですが、それでも消えにくくしてくれた方が消費者にとっては良いのです。

「入」とか「切」などの表示です。それはどういう規定があって、消えにくく、かつ、判読可能でなければならないということになっているのかをお教えてください。

○遠藤課長補佐 電安法上、表示というものが全体的にどういう組み立てになっているのかということでしょうか。

○三浦委員 この「消えにくく、かつ、判読可能」というレベルがよくわからないのです。

○遠藤課長補佐 消えにくくという表示についてのクライテリアがあるかどうかということですね。

○三浦委員 そうです。この第1部の規定というのを私が知らないからだと思うのですが、けれども、この第1部の規定というのに何か書いてあって、消えにくくするためにはこうしなければならぬという規定があるのでしょうか。

○遠藤課長補佐 そこはスイッチの共通事項の規格でそういう規定があるのですが、電安法全体として、やはり消費者として気になる場所だと思いますので、次回までにそういうのをまとめた資料をつくって、どのように考えているのかというのを一遍ご説明させていただくと、消費者としてもすっきりするのではないかと。あるいは、もしかしたら、足りない部分があるから、もっと締め上げろとか。

○三浦委員 いや、そういう意味ではなく、そこまではさすがに言いませんが、消えにくく、かつ、判読可能とありながらも、読みにくいか、使っている間にすぐ消えてしまうものが現実には私はあるような気がします。

○遠藤課長補佐 確かにシールに印刷してあるだけだと、使っているうちに消えてしまうものですね。

○三浦委員 はい、だから、消えにくく、かつ、判読可能というルールがあるのかと。

○三木座長 例えば、この写真にあるようなものと、「入」とか「切」とかは直接触れませんよね。だから消えにくいのでしょうか。

○三浦委員 先生、でも、触れなくても、「入」とか「切」の字が消えるのですよ。

○遠藤課長補佐 どっちが「入」だか「切」だかわからなくなってしまう。

○三浦委員 そうです。そうすると、高齢化社会では、ますます読みにくくなってしまいます。

○川上委員 アルコールでこすって、消えないかどうか確認する試験というのはあるのではないかなと思います。

○吉津委員 水と有機溶剤で何回かこするなどの試験があり、消えないことをもって、消えにくく、判読可能であると判定します。

○三浦委員 でも、それは、使っている間に摩耗して劣化したらどうするとか、それは関係ないのですか。

○吉津委員 それの耐用特性ですよ。基準は全て性能をはかるために15年使う、10年使うとやっつけられないですよ。

○三浦委員　　そうですね。

○吉津委員　　だから、全てが代用特性でみるしかないですよ。

○事務局（三宅）　　第1部（JISC4526-1）8.9に、「蒸留水を吸い込んだ布片で約15秒間に15往復の運動。続けて次に石油エーテルを吸い込んだ布片で約15秒間に15往復の運動。」という試験方法があります。

○三浦委員　　この後の、「これらの試験後も、表示は読みやすいものとする」というのが、余分な矛盾ですね。JISでは、そういう試験をした後でも、表示は読みやすいものとするという規定になっているのです。これは誰が担保するのか分からないのですが。何となくわかった感じがしました。ありがとうございます。

○三木座長　　それでは、これについてはよろしいですか。注意喚起ということで。

○三浦委員　　規定上はちゃんとあるということが分かりました。

○三木座長　　それでは、他に何かございますか。よろしいですか。

では、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（三宅）　　今回のワーキングについては、8月ごろに開催したいと思っております。日程の詳細につきましては、またメール等で調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三木座長　　ありがとうございました。

また予定よりも早く終わってしまいましたけれども、これをもちまして第10回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201